

# 平成30年度 各種検診のお知らせ

町の健康診断やがん検診などを活用して、健康増進に努めましょう。がんは、早期発見・早期治療が大切です。また、自覚症状が出たときには病気が進行している場合が多いので、定期的に健診・検診を受けましょう。

一度病気になると時間（通院・治療）もお金（医療費・交通費・休業）もかかります。忙しい方もスケジュールを立てて受けてみましょう。また、町の健診は安く受けられますので活用してください。

## ●健康診査（特定健診）

生活習慣病の予防のための健診です。生活習慣病は自覚症状が出ないのが特徴で、自覚症状が出た時には手遅れの状態になることもあります。脳卒中や心筋梗塞など死亡に直結する病気や後遺症を残すものが多くあります。毎年、健康診査を受けて生活習慣病を予防しましょう。

名称	対象	実施時期
若年者生活習慣病予防健康診査	20～39歳の町民の方	年4回（9・10・11・12月）
特定健診	東伊豆町国民健康保険加入者で40～74歳の方	6月～7月 (20日間)
一般健康診査	75歳以上で町民の方	

職場等で受けている方は、職場で実施していないがん検診を受けることをお勧めします。

## ●がん検診

がんは早期発見・早期治療で治癒が見込める病気です。早期発見のためにも定期的ながん検診を受診しましょう。町で行っているがん検診は次の通りです。

名称	対象	内容	実施時期
胃がん検診	40歳以上の町民 (20・30歳代の希望者)	バリウムを飲んでレントゲン撮影	9月
肺がん検診		胸部のレントゲン撮影	
大腸がん検診		キットに2日間分の便を採取	6月～12月
乳がん検診	30歳以上の女性	集団検診での超音波検査 (子宮がん検診と同時にできます)	11月
	40歳以上の女性	集団検診でのマンモグラフィー検査	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	個別検診（指定医療機関で実施） 集団検診	10月～1月（医療機関による） 11月の6日間

※上記事業の対象者や内容は概要となっています。詳しくは『個別通知』をご覧ください。

◆詳細は【平成30年度成人の健康づくり事業案内】（回覧板で配布）をご覧ください。  
お手元に回覧が届かない場合は、保健福祉センターまたは役場（窓口）、熱川支所で受け取ることができます。

## 手帳（身体・精神・療育）をお持ちの方 生活保護受給者の方

平成30年度より、受付にて下記のことを提示することにより、自己負担金を無料とします。提示がなければ無料になりませんので忘れずにお持ちください。

### ■手帳をお持ちの方 ⇒ 『手帳』を受付にて提示

無料となる検診：若年者生活習慣病予防健診  
すべてのがん検診

### ■生活保護受給者の方 ⇒ 『健康診査等無料券』の提示

無料となる検診：一般健康診査  
すべてのがん検診

※健康診査等無料券は健康づくり課にて発行します。  
対象の方にはご案内させていただきます。

## 保健福祉センター 5月行事カレンダー

日	曜	時間	行事名
1	火	9:00～11:30	妊婦相談（母子手帳交付）（1・7・14・21・28日）
9	水	9:00～12:00	妊娠～産後何でも相談（予約制）
		～	6ヶ月児相談（受付9:15～9:30まで）
		～	12ヶ月児相談（受付9:45～10:00まで）
11	金	9:40～	育児サークル（受付10:00まで）
16	水	13:00～	麻疹・風疹・水痘予防接種（受付13:25まで）
21	月	13:00～	BCG・日本脳炎予防接種（受付13:25まで）
23	水	9:30～12:00	ババママ教室（第1部）

◆日時が変更となる場合がありますのでご確認ください。

## お知らせ 国民年金 加入者の皆さまへ

国民年金第1号被保険者の皆さまには、4月上旬に、平成30年度分の国民年金保険料納付案内書が送付されます。平成30年度の国民年金保険料額は、月額16,340円です。

なお、まとめて前払いする前納制度を利用すると、割引が適用されます。

### ●1年（12か月）前納、6か月前納

納付書で、1年分（2018年4月～2019年3月分）の保険料をまとめて納付する「1年前納」。6か月ずつまとめて納付する「6か月前納」。各制度を利用した場合の年間保険料額は、下記のとおりです。

- ◆1年分通常保険料 196,080円
- ◆1年前納保険料 192,600円（年間3,480円割引）
- ◆6か月前納 97,240円（年間800円割引）

前納の納付書は、納付案内書に同封されています。

### ●口座振替が便利でお得

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、早割・前納は、現金納付よりお得です。「口座振替申出書」は役場国民保険係や金融機関の窓口提出していただくことも可能です。

## 学生の方へ 毎年4月になったら忘れずに申請を！ 国民年金保険料学生納付特例

20歳以上の方は、学生であっても国民年金への加入および保険料納付義務があります。学生納付特例制度は、所得の少ない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、万一の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

### ●申請場所

お住まいの市（区）役所または、町村役場および年金事務所（郵送でも申請できます）。  
※平成29年度に学生納付特例が承認され、4月以降も同じ学校に在学中の方には、3月下旬から4月中旬にかけて、学生納付特例申請書（ハガキ）が、送付されます。必要事項を記入・押印し、返送してください。ハガキが届かない場合は、お手数ですが、通常の申請手続をとってください。

### ●申請に必要なもの

- ◆国民年金保険料学生納付特例申請書（役場、年金事務所の担当窓口のほか、日本年金機構のホームページから印刷できます。）
- ◆マイナンバーのわかるもの（マイナンバー通知カード 等）
- ◆年金手帳 ◆印鑑
- ◆在学証明書の原本、または、学生証の表裏両面のコピー

### ●申請後

審査後、決定通知書が送付（申請からおおよそ3か月程度）されますが、決定通知書が届くまでの間は、日本年金機構および日本年金機構から委託された民間事業者が、文書や電話、訪問により納付の案内を行う場合があります。

### ●追納（後払い）制度

将来、満額の老齢基礎年金を受け取るために、10年以内であれば、後から保険料を納める「追納」ができますが、追納する時期に応じて、当時の保険料に加算金が上乗せされます。

問合せ先 三島年金事務所 ☎ 055-973-1444  
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>  
健康づくり課 国民保険係 ☎ 95-6304